

愛知県立犬山高等学校全日制課程 いじめ防止基本方針

I いじめの防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒たちが、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍する等の当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

II いじめ防止のための組織

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「教育支援委員会」を設置する。

(1) 「教育支援委員会」について

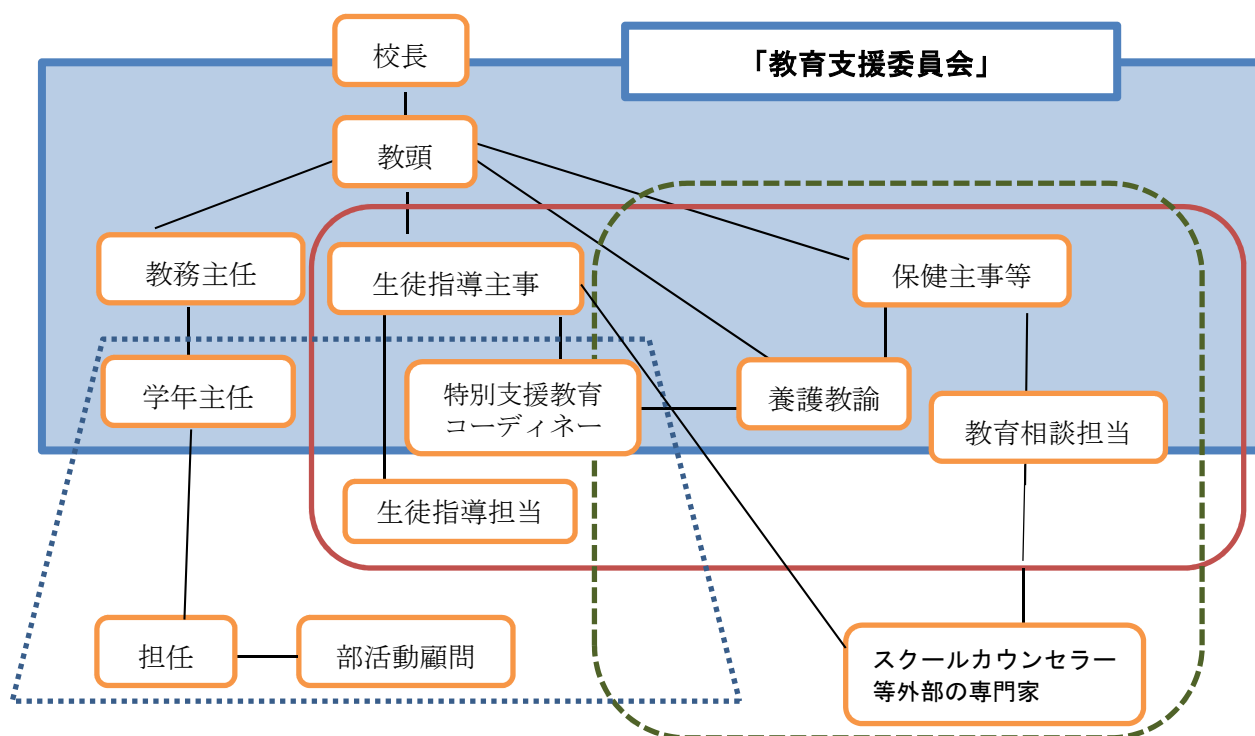
ア 委員会のメンバー




校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、関係職員(必要に応じて、当該担任及びスクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行なわせる。いじめの防止，早期発見，早期対応に当たっては，事案によって関係の深い教職員を追加したり，ネットいじめなどでは，インターネットに詳しい教員を加えたりするなど，適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

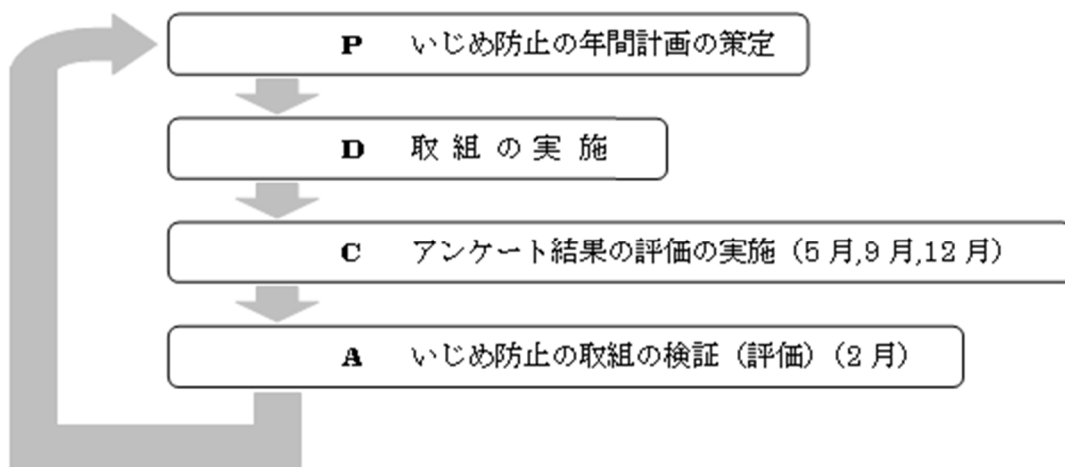
【組織図】



※    は指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「教育支援委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証(PDCA サイクル)



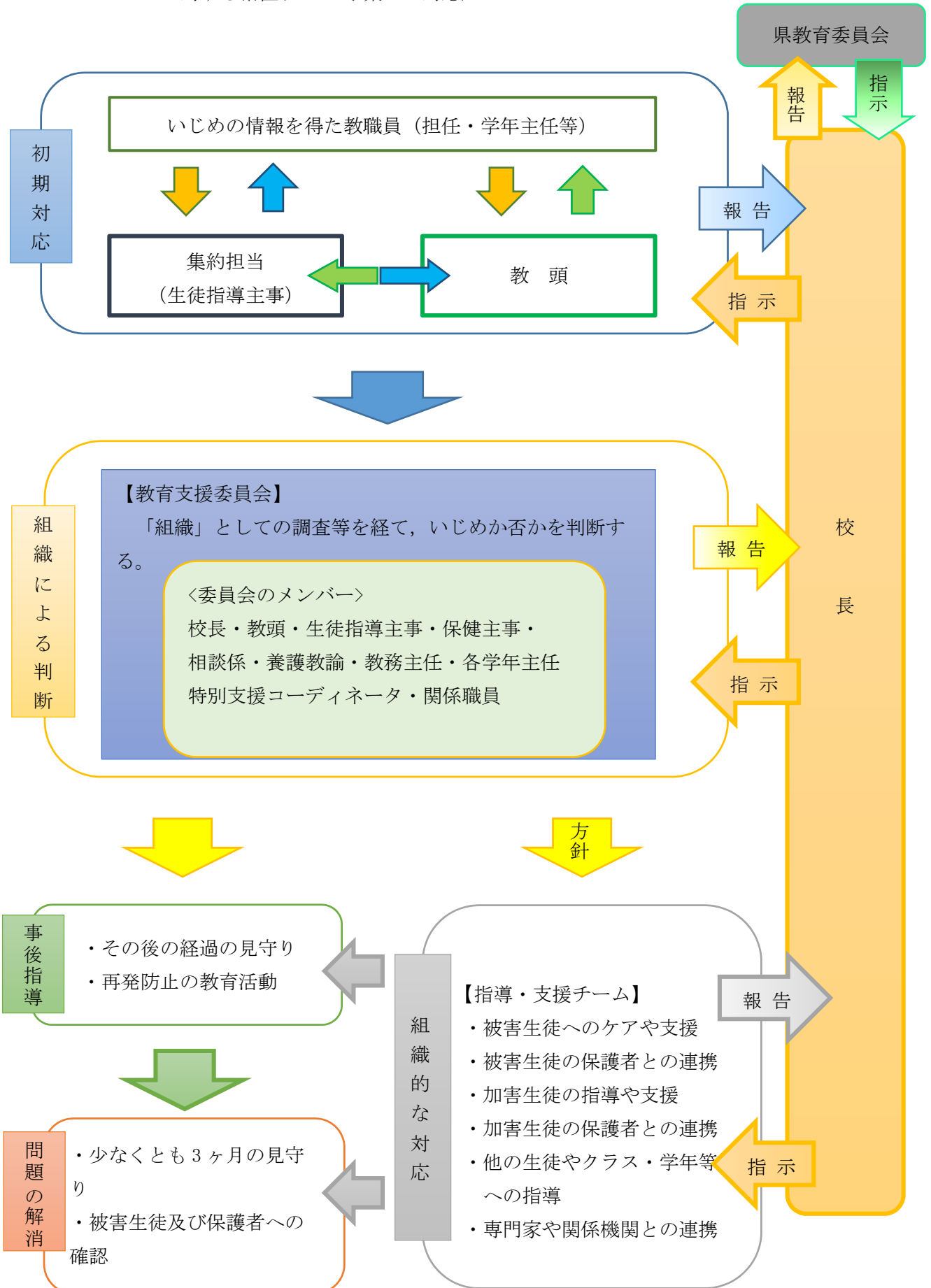
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行なう。
- ・「教育支援委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、スクールカウンセラー等と連携し、年1回「いじめ防止」に係る現職研修を実施する。

ウ 児童生徒や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を，学校経営案及び学校のホームページに掲載をする。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

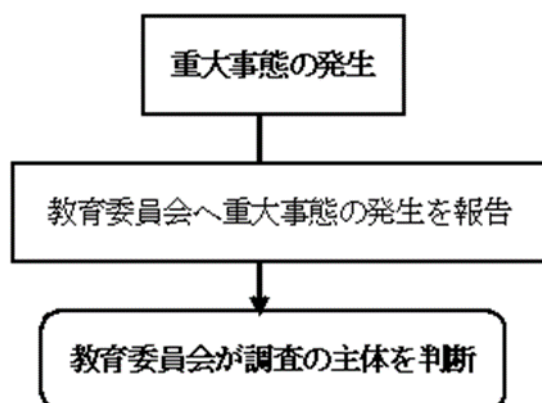
学校が調査を実施する場合は、「教育支援委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注)重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第 28 条）

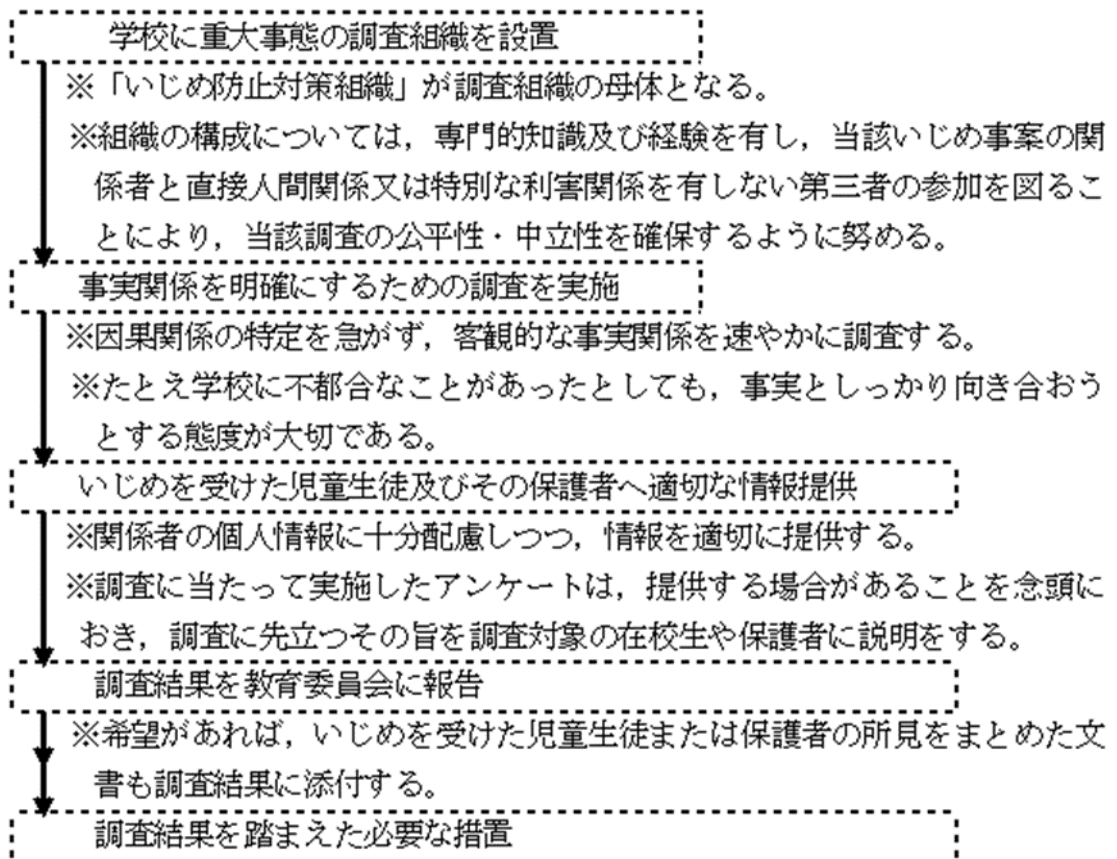
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」】より



学校が調査主体の場合



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業活動の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育支援委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート」(年3回)の実施や個人面談を通して情報収集する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「教育支援委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行なう。
- エ 教職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラーや警察署等，専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行ない，いじめを見過ごさない，生み出さない集団づくりを行なう。
- カ ネット上のいじめへの対応については，必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また，日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施(各学期初め) 【全学年】保 ○相談室やSCの周知【全学年】保 ○面談週間【全学年】学		○「第一回いじめアンケート」内容の検討	○毎月0の日挨拶運動 ○PTA 役員会 ○PTA 総会
5月		○「第一回いじめアンケート」の実施【全学年】 保学	○「第一回いじめアンケート」の分析	○教育講演会 ○PTA 役員会
6月				○学校評議員会
7月			○「第二回いじめアンケート」内容の検討	○保護者会 ○PTA 役員会
8月	○インターンシップ進			○PTA 研修旅行
9月	○健康調査の実施(各学期初め) 【全学年】保 ○面談週間【全学年】学	○「第二回いじめアンケート」の実施 保学	○「第二回いじめアンケート」の検証	
10月				○PTA スマホ教室
11月	○インターンシップ進		○「第三回いじめアンケート」内容の検討	○中学校への学校説明会・授業の公開 ○地域のつどい
12月	○人権講話【全学年】 保	○「第三回いじめアンケート」の実施【全学年】 保学	○「第三回いじめアンケート」の検証	○保護者会 ○PTA 役員会
1月	○健康調査の実施(各学期初め) 【全学年】保			○学校評議員会
2月			○自己評価・検証	○PTA 役員会
3月			○「いじめ防止基本方針」の見直し	

教…教務部 生…生徒指導部 保…保健部 進…進路指導部 学…学年会